

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

（１）介護補償の額の改定

		＜改定前＞	＜改定後＞
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（１月）	常時介護を受けている場合	171,650 円	172,550 円
	随時介護を受けている場合	85,780 円	86,280 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（１月）	常時介護を受けている場合	75,290 円	77,890 円
	随時介護を受けている場合	37,600 円	38,900 円

（２）公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

＜改定前＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245 円	8,003 円	9,608 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263 円	6,240 円	6,900 円

＜改定後＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340 円	8,085 円	9,640 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340 円	6,310 円	6,925 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

4 経過措置

改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

新条例別表の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和5年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

令和4年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

市指定文化財 刊本「自然真営道」の指定解除について

1. 解除事由

令和5年4月12日に「刊本 自然真営道」が県重宝に指定されたことに伴い、県・市の二重指定状態を避けるため、市指定を解除する。

なお、指定解除にあたっては、八戸市文化財保護条例第10条第4項および同第11条に基づき、教育委員会が八戸市文化財審議委員に文化財指定解除を諮問する必要がある。

2. 経緯

- ・昭和48年、村上壽秋氏むらかみとしあきが旧南郷村島守の実家の土蔵から発見。
- ・平成10年6月23日、八戸市有形文化財に指定（令和2年、村上家より八戸市に寄贈）。
- ・令和4年10月14日、県による文化財調査。
- ・令和5年3月22日、県文化財保護審議会から指定の答申を経て、県教育委員会定例会において県重宝指定の決定。
- ・令和5年4月12日、県報告示により県重宝指定。

3. 文化財の概要

(1) 種別

県重宝（書跡・典籍）

(2) 名称及び員数

刊本かんぼん「自然真営道」しぜんしんえいどう三巻

(3) 所有者

八戸市（市図書館にて保管）



刊本「自然真営道」

(4) 文化財の特徴

- ①「自然真営道」は、江戸時代後期に八戸に居住した医師であり思想家の安藤昌益あんどうしょうえきが提唱した、万人が平等に自ら耕して自給自足する「直耕」を通じ、自然の循環の中で生きていく「自然の世」の実現を記した著書。刊本は国内に当市図書館所蔵（八戸本）、慶應義塾大学所蔵（慶應本）、北野天満宮所蔵（北野天満宮本）が現存（計3冊）。いずれも奥付に「寶曆三癸酉みづのとりのと三月」（1753）と記載。
- ②当市所蔵本は初版本で、慶應本と北野天満宮本は後刷り本。
※主な違いとして、第三巻は江戸幕府の定めに触れたことで部分的に差し替えられており、八戸本は差し替え前のため、昌益の思想が忠実に現れている文章が残る。
- ③本書には、安藤昌益の高弟である神山仙庵かみやませんあん寿時の印、及び仙庵の筆によると思われる多くの注記が認められることから、かつて仙庵が所蔵していたと考えられる。

(5) 県指定の事由

刊本「自然真営道」は、安藤昌益研究の根本史料とされている。全国に3組しか現存しないうち、唯一の初版本であり希少性が極めて高いため。また、元々の所有者が昌益の一番弟子の神山仙庵であり、仙庵自身の解説が認められるとともに、昌益の教えに迫ることから、史料的な価値は極めて高く、指定に値する。